

学校法人新静岡学園車両管理規程

(目 的)

第1条 この規程は、学校法人新静岡学園（以下「法人」という。）が所有する自動車（以下「車両」という。）の適切かつ安全な運行管理の徹底を図り、業務効率を高めるため、必要な事項を定めることを目的とする。

(心構え)

第2条 車両を使用する者（以下「運転者」という。）は、常に人命尊重を旨とし、交通法規及び本規程を遵守し、安全運転に努めなければならない。

(安全運転管理者)

第3条 安全運転管理者は、道路交通法第74条の3（安全運転管理者等）に基づき、法定の資格を有する職員のうちから理事長が選任する。

2 理事長は、安全運転管理者を選任した日から15日以内に当該車両の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会に届け出るものとする。これを解任したときも同様とする。

3 安全運転管理者は、安全運転に必要な運行管理及びそれに伴う労務管理を行うとともに、運転者に対する交通関係法令及び安全運転に必要な教育、指導、監督を行うことを任務とする。

(総括管理責任者)

第4条 車両の管理・運行に関する総括管理責任者は、法人事務局長とする。

(車両管理責任者)

第5条 車両管理責任者（以下「管理責任者」という。）は、法人事務局が使用管理する車両にあつては法人事務局長、大学が使用管理する車両にあつては大学事務局次長、高等学校・中学校が使用管理する車両にあつては高等学校・中学校事務局長とする。

2 管理責任者は、運転者及び使用管理する車両に関し、安全運転管理者が行う管理業務が円滑に行われるように協力し、連帯してその責に任ずるものとする。

(車両の使用制限)

第6条 車両を使用できる者は、運転に関する免許を有し、かつ法人に勤務する教職員とする。ただし、管理責任者が特別の事情と認めた場合はこの限りではない。

2 車両は業務以外の目的に使用してはならない。

(始業運転)

第7条 運転者は、通常の整備点検・清掃保守等を十分に行い、故障または危険な箇所を

発見したときは、使用を中止し、直ちにその旨を管理責任者に報告しなければならない。

(車両使用手続)

第8条 運転者は、事前に行先・使用目的等を車両使用申請書兼報告書(様式第1号)に記入し、管理責任者の許可を受け、車両の鍵を受けとるものとする。ただし、管理責任者が指定する車両を使用する場合または指定する目的により車両を使用する場合にあっては、これに加え、車両使用申請書(様式第2号)を管理責任者に提出し、事前に許可を受けなければならない。

2 運転者は運転業務終了後、車両を指定の場所に駐車、施錠し、車両の保管の確保をするほか、帰着時指針等を車両使用申請書兼報告書に記入し、鍵を返さなければならない。

(燃料・油脂等の補給)

第9条 車両に補給する燃料、油脂等の補給は指定の業者において行う。ただし、遠方に出かけて補給の必要が生じた場合は、帰着後その領収書を提出し精算することとする。

(事故処理)

第10条 運転者は、人身事故または物損事故を起こしたときは、救急処置・警察への連絡など、直ちに必要な措置を講じるとともに、管理責任者に報告し、必要に応じてその指示を仰がなければならない。

2 運転者は、前項の報告をした後、速やかに所属長を通じて、管理責任者に事故報告書(様式第3号)を提出しなければならない。

3 運転者は、事故の措置について、いかなる場合においても独断で相手方との示談及び交渉等を行ってはならない。

(損害金額の負担)

第11条 運転者が故意または重大な過失等による事故を起こし、法人に損害を与えたときは、運転者にその損害の全部または一部を負担させることがある。

(罰金、科料等)

第12条 運転者が、交通法規違反により罰金、科料等の処分を受けた場合は、全額本人負担とする。

(改正)

第13条 この規程の改正は、理事長の決裁を経て行う。

附 則 (平成19年3月23日理事長決裁)

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

2 この規程の施行に伴い、「静岡産業大学公用車管理規程（内規）（平成7年4月1日施行）」及び「静岡学園高等学校・中学校車両取扱規程」は平成18年度末をもって廃止する。

附 則（平成20年3月6日理事長決裁）

この規程の改正は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月30日理事長決裁）

この規程の改正は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月9日理事長決裁）

この規程の改正は、平成27年4月1日から適用する。

車 両 使 用 申 請 書

申 請 者	氏 名	印
運 転 者	氏 名	印
	住 所 ※法人関係者以外 の場合のみ記入	〒 TEL ()
使 用 日 時	年 月 日 () 時から 年 月 日 () 時まで	
使 用 目 的		
行 先		
団 体 名		
使 用 車 両 名		
乗 車 人 数		

事 故 報 告 書

発 生 日 時	年 月 日 時 分 頃	発 生 場 所	
(事故発生原因・状況)		(現場略図)	
当 事 者		相 手 方	
所 属		住 所	
氏 名	印	Tel ()	
車 種		氏 名	
車 番		勤 務 先	
警察への届	有 (警察署) ・ 無	自 賠 責 保 険	
		任 意 保 険	
(破損箇所)		(破損箇所)	
対 処 方 法 ・ 今 後 の 対 応			